

札幌市中央卸売市場事業の設置等に関する条例及び札幌市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例案
令和2年（2020年）2月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市中央卸売市場事業の設置等に関する条例及び札幌市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例

（札幌市中央卸売市場事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 札幌市中央卸売市場事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第53号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条中「生鮮食料品及び同加工品」を「安全・安心な生鮮食料品等」に、「安定した供給を」を「安定的に供給」に改める。
- (2) 第2条第2項中「対象人口は180万人」を「主な対象人口は本市の人口とし、主な対象区域は本市の区域」に改め、同条第3項中「そ菜」を「野菜」に、「つけ物」を「漬物」に改め、同条第4項中「規定する」の次に「主な」を加える。
- (3) 第3条中「あつては」を「あつては」に改める。
- (4) 第4条第3項中「やむをえない」を「やむを得ない」に、「できなかつた」を「できなかつた」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。
- (5) 第5条第1項中「卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき、」を削る。

（札幌市中央卸売市場業務規程の一部改正）

第2条 札幌市中央卸売市場業務規程（昭和47年条例第3号）の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「第5条」を「第5条の2」に、「卸売の業務に関する品質管理」を「品質管理」に、「第6章 雑則（第80条—第86条）」を「第6章 雑則（第80条—第86条）
第7章 罰則（第87条—第90条）」に改める。

(2) 第1条中「第9条第2項」を「第4条第4項」に、「もつて」を「もって」に改める。

(3) 第3条第1項を次のように改める。

市場の取扱品目は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定める物品とする。

(1) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の生鮮食料品等

(2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の生鮮食料品等

(4) 第4条第1項を次のように改める。

市場は、次に掲げる日（以下「休市日」という。）を除き毎日開場するものとする。

(1) 日曜日及び水曜日（1月5日が日曜日又は水曜日に当たるときの1月5日並びに次号及び第3号に掲げる日を2日以上含む週の水曜日（次号及び第3号に掲げる日に当たる水曜日を除く。）を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日から同月4日まで及び12月31日

(5) 第4条第2項及び第3項中「休日」を「休市日」に改める。

(6) 第5条第2項中「次条の規定による」を「第6条に規定する」に改め、第1章中同条の次に次の1条を加える。

（開設者の責務）

第5条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(7) 第6条中「法第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受けて市場において卸売の業務」を「第7条の2第1項の規定により市長の許可を受けて卸売の業務（卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、卸売市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）」に改める。

(8) 第7条の次に次の1条を加える。

（卸売の業務の許可）

第7条の2 市場において卸売の業務を行おうとする者は、前条の取扱品目の部類ごとに、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 資本金又は出資の額及び役員の氏名

(3) 許可を受けて卸売の業務を行おうとする取扱品目の部類

3 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が法又はこの業務規程の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者が第79条第1項第2号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が市場における卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) 申請者が暴力団関係事業者（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者をいう。以下同じ。）であるとき。

(6) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法若しくはこの業務規程の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第79条第1項第2号の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者で、その旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

- エ 法又は第79条第1項第3号の規定による解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの
- オ 暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- (7) その許可をすることによって卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。
- (8) 申請者の純資産額がその申請に係る取扱品目の部類につき第12条の3第1項の規定により定められた純資産基準額（その者が他の取扱品目の部類について第1項の許可を受けているか又はその申請をしている場合にあっては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類について同条第1項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下回るとき。
- 4 市長は、第1項の許可の申請をした者が第12条の2第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるときは、第1項の許可をしないことができる。
- 5 第3項第8号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とし、市長が別に定めるところにより計算するものとする。
- (9) 第8条第1項中「農林水産大臣から卸売の業務」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「卸売の」を「市場における卸売の」に改める。
- (10) 第9条第2項中「もつて」を「もって」に改める。
- (11) 第10条第1項中「あつた」を「あった」に改め、同条第2項中「卸売の」を「市場における卸売の」に、「行なう」を「行う」に改める。
- (12) 第11条第1項中「怠つたときは、次項の優先して弁済を受ける権利に優先して」を「怠つたときは」に改め、同条第2項を削る。
- (13) 第12条中「失つた」を「失った」に改め、同条の次に次の9条を加える。
- （卸売の業務の許可の取消し）
- 第12条の2 市長は、卸売業者が第7条の2第3項第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなったときは、その許可を取り消すものとする。
- 2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可

を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がないのに第7条の2第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に第8条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がないのに第7条の2第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に市場における卸売の業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上市場における卸売の業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がないのに市場における卸売の業務を遂行しないとき。

(純資産額)

第12条の3 卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、市長が定める。

2 市長は、卸売業者の純資産額が、その者が市場における卸売の業務を行う取扱品目の部類について前項の規定により定められた純資産基準額（当該取扱品目の部類が2以上ある場合にあっては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額）を下回ることが明らかとなったときは、当該卸売業者に対し、市場における卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による処分の日から起算して6月以内に、当該処分を受けた者から規則で定めるところによりその純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となった旨の申出があった場合において、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その処分を取り消さなければならない。

4 市長は、第2項の規定による処分をした場合において、その処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該期間内に当該申出があっても市長がこれを相当と認めることができないとき（当該期間内に2以上の申出があったときは、その申出の全てについて市長が相当と認めることができないとき）は、当該期間経過後遅滞なく、その者に係る第7条の2第1項の許可を取り消さなければならない。

5 第7条の2第5項の規定は、第2項及び第3項の純資産額について準用する。

(純資産額の報告等)

第12条の4 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎事業年度経過

後90日以内に、その純資産額を市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、市長が定める期間ごとに、規則で定める財産の状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。

3 第7条の2第5項の規定は、第1項の純資産額について準用する。
(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第12条の5 卸売業者が事業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者である法人の合併の場合(卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第7条の2第3項から第5項までの規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、第7条の2第3項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第12条の5第1項又は第2項の認可の申請」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と、同条第4項中「第1項の許可の申請をした者」とあるのは「第12条の5第1項又は第2項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と、「第1項の許可を」とあるのは「第12条の5第1項又は第2項の認可を」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第12条の6 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 市場における卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (2) 第7条の2第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 市場における卸売の業務を廃止したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業年度)

第12条の7 卸売業者の事業年度は、4月から翌年3月までとする。

(事業報告書の提出)

第12条の8 卸売業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に、これを市長に提出しなければならない。

(事業報告書の閲覧)

第12条の9 卸売業者は、前条の規定により同条の事業報告書を提出した場合であって、当該事業報告書(規則で定める部分に限る。)について閲覧の申出があったときには、規則で定める正当な理由がある場合を除き、規則で定める期間、インターネットの利用、主たる事務所における備置きその他の適切な方法によりこれを閲覧させなければならない。

(帳簿の区分経理)

第12条の10 卸売業者は、市場における取引について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とをそれぞれ勘定を設けて帳簿上区分して経理しなければならない。

(14)第13条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4項及び第5項中「あつた」を「あった」に改め、同項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「法」の次に「若しくはこの業務規程」を加え、「なくなった」を「なくなった」に改める。

(15)第14条第2項中「間に」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

(16)第15条中「なつたとき」を「なったとき」に、「有しなくなつた」を「有しなくなった」に改める。

(17)第16条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「受

けなかつた」を「受けなかつた」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(18)第18条中「市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし又は調製して」を「卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を卸売市場内の店舗において」に改める。

(19)第20条の見出し中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改め、同条第1項中「仲卸し」を「市場において仲卸し」に改め、同条第3項第2号中「法」の次に「又はこの業務規程」を加え、「なくなつた」を「なくなった」に改め、同項第3号中「第79条第2項」を「第79条第2項第2号」に、「により仲卸しの業務の」を「による」に改め、同項第4号中「仲卸し」を「市場における仲卸し」に改め、同項第6号中「(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第7条第1項に規定する暴力団関係事業者をいう。以下同じ。)」を削り、同項第7号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(20)第20条第3項第7号イ中「法」の次に「若しくはこの業務規程」を加え、「なくなつた」を「なくなった」に改め、同号ウ中「第79条第2項」を「第79条第2項第2号」に、「なつた」を「なつた」に改め、同号オ中「(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)」を削り、同項第8号中「によつて」を「によつて」に改める。

(21)第23条の見出し中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改め、同条第1項中「なつたとき」を「なつたとき」に、「有しなくなつた」を「有しなくなつた」に改め、同条第2項第2号から第4号までの規定中「その」を「市場における仲卸しの」に改める。

(22)第24条第2項中「たる」を「である」に改め、同条第4項中「第20条第3項の」を「第20条第3項及び第4項の」に改め、「法人」との次に「、同条第4項中「第1項の許可の申請をした者」とあるのは「第24条第1項又は第2項の認可の申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における仲卸しの業務を承継する法人」と、「第1項の許可を」とあるのは「第24条第1項又は第2項の認可を」と」を加える。

- (23)第26条第1項第1号中「仲卸し」を「市場における仲卸し」に改め、同項第2号中「あつた」を「あった」に改め、同項第4号中「仲卸し」を「市場における仲卸し」に改める。
- (24)第29条第2項第3号中「あつては」を「あっては」に改め、同条第3項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「第79条第3項」を「第79条第3項第2号」に改める。
- (25)第30条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。
- (26)第31条中「なつたとき」を「なつたとき」に、「有しなくなつた」を「有しなくなつた」に改める。
- (27)第34条第2項第3号中「あつては」を「あっては」に改める。
- (28)第35条第1項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「法」の次に「若しくはこの業務規程」を加え、「なくなつた」を「なくなつた」に改め、同項第3号中「第79条第4項」を「第79条第4項第2号」に改める。
- (29)第36条第1項及び第2項中「なつたとき」を「なつたとき」に、「有しなくなつた」を「有しなくなつた」に改める。
- (30)第37条第1項ただし書中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「、第10条並びに第12条」を「並びに第10条から第12条まで」に改め、同項を同条第4項とする。
- (31)第38条第1項中「行つていた」を「行っていた」に改め、同条第3項中「あつた」を「あった」に改め、同条第5項中「同項の」を「同項の規定による」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。
- (32)第39条第4号中「あつては」を「あっては」に改める。
- (33)第40条第2項を削る。
- (34)第42条第1項中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条第2項中「あつては」を「あっては」に、「次に掲げる場合であつて市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適當であると認めて、承認したときは」を「市長が別に定めるときは」に改め、同項各号を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該卸売業者は、相対取引によることとした旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(35)第42条第3項中「次に掲げる場合であつて」を「市長が別に定める場合であつて」に改め、同項各号を削り、同条第4項中「市場内の卸売場に掲示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」に改め、同条第5項を削る。

(36)第43条を次のように改める。

第43条 削除

(37)第44条中「行なう」を「行う」に改め、同条ただし書中「については、市長は、重量以外の単位を承認することができる」を「として市長の承認を受けた場合にあつては、この限りでない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

(38)第45条第1項中「開設区域（法第7条第1項の規定による区域で本市の区域をいう。以下同じ。）」を「本市の区域」に、「法第15条第1項」を「第7条の2第1項」に、「又は法第58条第1項の許可に係る」を「に係る卸売又は他の卸売市場における」に改め、同条第3項中「あつた」を「あつた」に、「卸売」を「市場における卸売」に改める。

(39)第46条第1項中「仲卸業者若しくは売買参加者」を「卸売の相手方」に改め、同条第2項中「あつた」を「あつた」に、「その申込みが第53条第1項の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ」を「規則で定める正当な理由がある場合を除き」に改める。

(40)第47条第1項第1号中「であつて」を「であつて」に改め、同号ア中「とつて」を「とつて」に改め、同号ウ中「開設区域」を「本市の区域」に、「によつては」を「によつては」に改め、同号に次のように加える。

エ その他市長が別に定める場合

(41)第47条第1項第2号中「ことにつき開設者の許可又は承認を受けた」を削り、「であつて」を「であつて」に改め、同号ア中「(1月以上のものに限る。)」を削り、同項第3号中「であつて」を「であつて」に改め、同号ア中「(1月以上1年未満のものに限る。)」を削り、同項第4号中「第10項及び第11項において「輸出のための卸売契約」という。」を「卸売の対象となる物品の品目、数量の上限、卸売の実施期間及び入荷量が著しく

減少した場合の措置が定められているものに限る。」に、「場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき」を「とき」に改め、同号ア及びイを削り、同条中第10項及び第11項を削り、第12項を第10項とし、同条第13項中「第1項第2号イ、第3号イ又は第4号イの承認を受けた」を「第1項第2号、第3号又は第4号の契約に基づく卸売をした」に、「承認に」を「卸売に」に改め、同項を同条第11項とする。

(42)第50条第1項第1号中「開設区域内において市長が指定する場所（法第39条第1号の規定により農林水産大臣が指定した場所を含む。）」を「本市の区域内及びその周辺の市長が定める区域内において市長の指定を受けた場所」に改め、同項第2号中「開設区域」を「本市の区域」に、「仲卸業者又は売買参加者」を「卸売の相手方」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 市長が別に定める条件を満たす物品であつて、市場外にあるものの卸売をするとき。

(43)第50条第3項中「必要としなくなつた」を「必要としなくなつた」に改め、同条第4項中「仲卸業者又は売買参加者」を「卸売の相手方」に改め、同条第5項から第9項までを削る。

(44)第51条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(45)第51条の2中「市場において法第15条第1項」を「第7条の2第1項」に、「仲卸業者又は売買参加者」を「当該卸売の相手方その他の当該物品を買い受けた者」に、「の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない」を「を買い受け、又は当該物品の販売の委託を引き受けてはならない」に改める。

(46)第53条第2項中「法第15条第1項」を「第7条の2第1項」に改める。

(47)第53条の2を次のように改める。

(売買取引の条件の公表)

第53条の2 卸売業者は、市場における売買取引の条件について、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 物品の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の物品の卸売に関し出荷者又は卸売の相手方が負担する費用の種類、内容及び額
- (5) 物品の卸売に係る代金の支払期日及び支払方法
- (6) 出荷奨励金、完納奨励金その他の出荷者又は卸売の相手方に対する奨励金を交付する場合には、これらの内容及び額
- (7) 前条の規定により承認を受けた受託契約約款の内容

(48) 第54条第1項中「もつて」を「もって」に改め、同項ただし書中「(第50条第1項第3号の規定により市長の承認を受けて卸売をする受託物品のうち、市場外で引渡しをするもの(以下この条において「電子商取引に係る受託物品」という。))にあつては、市長が定める日)」を削り、同条第2項中「当たつては」を「当たっては」に改め、同項ただし書中「又はその代理人が立ち会つていてその」を「若しくはその代理人が立ち会い、又は当該受託物品の画像等を委託者若しくはその代理人に提出した場合で当該委託者又はその代理人の」に改め、同条第3項中「電子商取引に係る受託物品」を「市場外で引渡しをするもの」に改める。

(49) 第55条の見出し中「をした物品」を削り、「及び」の次に「卸売をした物品の」を加え、同条第1項中「その」を「市場内において」に、「物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者」を「ときは、当該卸売の相手方」に改め、同条第2項中「仲卸業者及び売買参加者」を「卸売の相手方」に改め、同条第3項中「仲卸業者又は売買参加者」を「卸売の相手方」に、「怠つた」を「怠った」に改め、同条第4項中「仲卸業者又は売買参加者」を「卸売の相手方」に改める。

(50) 第56条第2項ただし書及び同項第2号中「であつて」を「であつて」に改め、同号ア中「(1月以上のものに限る。)」を削り、同項第3号中「であつて」を「であつて」に改め、同号ア中「(1月以上1年未満のものに限る。)」を削り、同項第4号中「第7項及び第8項において「輸出のための買入契約」という。」を「買入れの対象となる物品の品目、数量の上限、買入れの実施期間及び市場における入荷量が著しく減少した場合の措置が定められているものに限る。」に、「場合であつて、当該契約に基づく買入れ

が次に掲げる要件を満たしているとき」を「とき」に改め、同号ア及びイを削り、同条中第7項及び第8項を削り、第9項を第7項とし、同条第10項中「行つた」を「行った」に改め、同項を同条第8項とする。

(51)第57条第1項中「開設区域」を「本市の区域」に改め、同条第3項中「あつた」を「あった」に、「仲卸し」を「市場における仲卸し」に改める。

(52)第58条第1項及び第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「怠つた」を「怠った」に改める。

(53)第59条第2項中「もつて」を「もって」に改める。

(54)第60条第1項中「規則で」を「市長が別に」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 第47条第1項各号(第1号イを除く。)の規定により当日卸売をする物品

(55)第60条第1項第4号中「第50条第1項第2号又は第3号」を「第50条第1項各号」に改め、「市長の承認を受けて」を削り、同条第2項中「規則で」を「市長が別に」に改め、同項第3号中「市長の許可又は承認を受けて」を削り、同項第4号中「第50条第1項第2号又は第3号」を「第50条第1項各号」に改め、「市長の承認を受けて」を削る。

(56)第61条第1項中「規則で」を「市長が別に」に、「卸売場の見やすい場所に掲示」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改め、同条第2項中「規則で」を「市長が別に」に改め、「卸売価格を」の次に「インターネットの利用その他の適切な方法により」を加える。

(57)第62条第1項中「卸売場に掲示」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改め、同条第2項中「規則で定めるところにより」を「速やかに」に改め、「卸売価格を」の次に「インターネットの利用その他の適切な方法により」を加える。

(58)第63条の見出し中「送金」を「支払」に改め、同条第1項中「又は売買仕切金の送付」を「の送付等」に改め、「記載した売買仕切書」の次に「を送付し、」を加え、「送付しなければならない」を「口座振込の方法その他の委託者との間で決定した支払方法により支払わなければならない」に改め、同項第4号中「次条第1項」を「第64条第1項」に改め、同条第3項中「又は売買仕切金の送付」を「の送付等」に改める。

(59)第63条の次に次の1条を加える。

(卸売業者の買受代金の支払)

第63条の2 卸売業者は、出荷者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(卸売業者があらかじめ出荷者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)、買い受けた物品の代金(当該物品に係る買受金額に相当する代金をいう。)を口座振込の方法その他の出荷者との間で決定した支払方法により支払わなければならない。

(60)第64条第3項中「第1項の規定により届け出た委託手数料の率を、卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示することなどにより、委託者に周知」を「市長が別に定める期日までに、受領した前月分の委託手数料の額をインターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改める。

(61)第66条第3項中「あつた」を「あった」に、「卸売の」を「市場における卸売の」に改め、同条に次の1項を加える。

4 卸売業者は、市長が別に定める期日までに、第1項の規定により交付した前月分の出荷奨励金の額をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(62)第67条の見出しを「(卸売の相手方の買受代金の支払等)」に改め、同条第1項中「仲卸業者及び売買参加者」及び「仲卸業者又は売買参加者」を「卸売の相手方」に、「買い受けた」を「当該」に改め、「いう。)を」の次に「現金その他の卸売業者との間で決定した支払方法により」を加え、同条に次の1項を加える。

3 買出人は、仲卸業者から販売を受けた物品の引渡しを受けると同時に(仲卸業者があらかじめ買出人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)、当該物品の代金(当該物品に係る販売金額に相当する代金をいう。)を現金その他の仲卸業者との間で決定した支払方法により支払わなければならない。

(63)第67条の次に次の1条を加える。

(その他の決済の方法)

第67条の2 第63条、第63条の2及び前条に定めるもののほか、市場において取引参加者が売買取引を行う場合における決済の方法については、当該取引参加者が当事者間で定める方法によるものとする。

(64)第68条第2項中「仲卸業者又は売買参加者」を「卸売の相手方」に、「あつた」を「あった」に改める。

(65)第69条第1項中「仲卸業者又は売買参加者」を「卸売の相手方」に改め、同条第3項中「あつた」を「あった」に、「卸売の」を「市場における卸売の」に改め、同条に次の1項を加える。

4 卸売業者は、市長が別に定める期日までに、第1項の規定により交付した前月分の完納奨励金の額をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(66)第3章の2を次のように改める。

第3章の2 品質管理

第69条の2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者その他の市場利用者は、市長が別に定めるところにより物品の品質管理を行わなければならない。

(67)第70条第3項中「(調理実習室の使用の許可を除く。次項及び第74条第2項において同じ。)」を削り、同条第4項中「者」の次に「(調理実習室又は会議室の使用の許可を受けた者を除く。)」を加え、同条第6項中「、第10条、第12条並びに第37条第4項」を「並びに第10条から第12条まで」に改める。

(68)第74条第2項中「なつた」を「なった」に改める。

(69)第76条第1項中「市長の指定する期間内」を「規則で定める期日まで」に改め、同項ただし書中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同条第2項中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条第3項中「ものは」の次に「、規則で定めるところにより」を加える。

(70)第77条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

(71)第78条第4項中「とるべき」を「採るべき」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「とるべき」を「採るべき」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「次の各号のいずれか」を「市長が別に定める場合」に、「とるべき」を「採るべき」に改め、同項各号を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項中「とるべき」を「採るべき」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

市長は、卸売業者の財産の状況が市長が別に定める場合に該当する場合において、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置を採るべき旨を命ずることができる。

(72)第79条第1項中「当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずる」を「当該卸売業者に対し、次に掲げる処分をする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該違反行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずること。

(2) 第7条の2第1項の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその許可に係る卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

(3) その業務を執行する役員で当該違反行為をしたものの解任を命ずること。

(4) 5万円以下の過料を科すこと。

(73)第79条第2項中「当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第20条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずる」を「当該仲卸業者に対し、次に掲げる処分をする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該違反行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずること。

(2) 第20条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

(3) 5万円以下の過料を科すこと。

(74)第79条第3項中「当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、10万円以下の過料を科し、第29条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずる」を「当該売買参加者に対し、次に掲げる処分をする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該違反行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずること。

(2) 第29条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。

(3) 5万円以下の過料を科すこと。

(75) 第79条第4項中「当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必

要な措置を命じ、1万円以下の過料を科し、第34条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずる」を「当該関連事業者に対し、次に掲げる処分をする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該違反行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命ずること。

(2) 第34条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

(3) 1万円以下の過料を科すこと。

(76) 第79条第5項第4号中「あつた」を「あった」に改め、同条第6項中「卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について」を「市長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について」に、「停止する」を「停止することができる」に、「を適用する」を「による処分をすることができる」に改める。

(77) 第79条の3を次のように改める。

(所掌事務)

第79条の3 委員会は、市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、市長に意見を述べることができる。

(78) 第79条の5第2項中「もつて」を「もって」に改める。

(79) 第79条の6第2項中「あつた」を「あった」に改める。

(80) 第80条第1項中「で卸売の」を「で市場における卸売の」に、「行なう」を「行う」に、「できなくなつた」を「できなくなった」に、「あつた」を「あった」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第2項中「行なわせる」を「行わせる」に、「行なう」を「行う」に改める。

(81) 第81条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

(82) 第83条第1項中「市場へ入場する者」を「取引参加者及び市場入場者」に、「行なつてはならない」を「行ってはならない」に改め、同条第2項中「ときは、」の次に「取引参加者又は」を加え、「とる」を「採る」に改める。

(83) 第84条第1項中「附する」を「付する」に改める。

(84) 第85条中「によつて」を「によって」に、「あつても」を「あっても」に改める。

(85)本則に次の1章を加える。

第7章 罰則

第87条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第7条の2第1項の規定に違反して市場において卸売の業務を行った者
- (2) 偽りその他不正の手段により第7条の2第1項の許可を受けた者
- (3) 第12条の3第2項の規定による命令に違反した者
- (4) 第79条第1項第2号の規定による命令に違反した者
- (5) 第84条第1項の規定により付された第7条の2第1項の許可の制限又は条件に違反した者

第88条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条の4第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第12条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第12条の8の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした事業報告書を提出した者
- (5) 第20条第1項の規定に違反した者
- (6) 第77条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（卸売業者に限る。）
- (7) 第79条第1項第3号の規定による命令に違反した者

第89条 第77条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（仲卸業者に限る。）は、30万円以下の罰金に処する。

第90条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第87条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条

の罰金刑を科する。

(86)別表中

「

調理実習室使用料	午前又は午後1回につき 7, 200円
----------	---------------------

」

を

「

調理実習室使用料	午前又は午後1回につき 7, 200円
	全日1回につき 14, 400円
大会議室使用料	午前又は午後1回につき 1, 700円
	全日1回につき 3, 400円
小会議室使用料	午前又は午後1回につき 1, 200円
	全日1回につき 2, 400円

」

に改め、同表備考3中「午後5時まで」の次に「をいい、「全日」とは午前8時から午後5時まで」を加え、同表備考4中「午前及び午後をいう。」を「午前、午後又は全日をいう。備考5において同じ。」に改め、同表備考に次のように加える。

- 5 大会議室又は小会議室の供用時間を超過し、又は繰り上げて使用することを市長が認めた場合は、当該超過又は繰上時間1時間までごとにつき大会議室使用料にあつては400円、小会議室使用料にあつては300円を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日(以下「施行日」という。)から施行する。
ただし、次項の規定は公布の日から、第2条中札幌市中央卸売市場業務規程第4条の改正規定は令和3年1月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 施行日以後の調理実習室の全日使用並びに大会議室及び小会議室の使用に係る使用の指定又は許可の手續、市場使用料の支払手續その他これらを使用するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号）第15条第1項の規定による農林水産大臣の許可を受けている者は、第2条の規定による改正後の札幌市中央卸売市場業務規程（以下「新業務規程」という。）第7条の2第1項の規定による許可を受けた者とみなす。
- 4 新業務規程第79条の規定は、施行日以後の違反行為について適用し、施行日前の違反行為については、なお従前の例による。
- 5 新業務規程第7章の規定は、施行日以後の行為から適用する。
- 6 新業務規程別表の規定は、施行日以後の使用に係る市場使用料について適用し、施行日前の使用に係る市場使用料については、なお従前の例による。
- 7 施行日前に第2条の規定による改正前の札幌市中央卸売市場業務規程の規定によりした処分、手続その他の行為は、新業務規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりしたものとみなす。
- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置については、市長が別に定める。

(理由)

卸売市場法の一部改正に伴い、本市の中央卸売市場において、市長による卸売の業務の許可制度を新設するとともに、取引参加者の遵守事項等を定めるほか、流通の活性化の観点から一部の売買取引の方法に係る規制を緩和する等のため、本案を提出する。